中央小学校区放課後児童クラブ（A）(B)運営業務委託に係る公募型プロポーザルに係る質問・回答

NO	仕様書・募集要項等の該当箇所	質　問	回　答
1	実施要領 ３　提案上限額	本業務に係る提案上限額は17，000千円と記載があるが、消費税に関する記載が無いがどのように理解したらよろしいでしょうか。	本業務は、社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当します。
2	実施要領 ５　実施方法 (6)企画提案書等の提出 ウ　提出書類	企画提案書を正本1部・副本8部提出とありますが、副本は正本の写しを8部の提出でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	実施要領 ５　実施方法 (7)審査会の開催	１月21日の審査会へ参加される選定委員の皆様の内訳（担当部局等）、また外部の方の参加は予定されていますか。	審査員は、教育長、教育部長、教育政策課長、教育政策課主幹、教育委員の5名を予定しています。
4	仕様書 ６　開所日及び開所時間 （1）開所日	開所日について、平日、学校休業日で年間250日以上とすると指定がありますが、土曜開所については希望者がある場合のみ開所するとの対応で問題ありませんか。	ご認識のとおりです。
5	仕様書 ８　利用料等 (1)利用料	「①放課後児童クラブは、掛川市からの委託料と利用料（保護者負担金）及び寄付金等の予算で運営される」との記載があり、今回j上限額として示されている提案上限額17，000千円は、掛川市からの委託料の上限と理解していますが、『寄付金等の予算』は具体的にどのような性質のもので、市からの委託料とは別に寄付金等の予算分を運営費に充当することが可能でしょうか。 また、この寄付金等の予算に関する目安となる金額についてご教示願います。	「寄付金等」には、委託料及び利用料以外のものが該当し、運営費に充当することが可能です。 金額の目安は特にありません。
6	仕様書 １０　受託者の業務内容 （11）保護者との連携	現在の中央小学校における保護者会は、どのような活動状況となっていますか。	現状、保護者会組織はなく、保護者会活動は行われていません。 また、仕様書の該当箇所は、保護者との連携を十分に図ることを求めるものであり、必ずしも保護者会等の設置を求めるものではありません。
7	別紙2 費用負担区分	前年度の修繕費（蛍光灯、LED照明等）、消耗品費、通信運搬費、備品購入費（少額なもの）についてご教示願います。 また、指導員等の駐車場について具体的な記載がありませんが、学校敷地内に確保されているものと理解してよろしいでしょうか。利用可能な場合、駐車場利用料も合わせてご教示願います。	修繕費20万円程度、消耗品費・備品購入費で80万円程度、通信運搬費が5万円程度です。 支援員等の駐車場については学校敷地内に12台駐車でき、駐車場料金は不要です。
8	今後の掛川市放課後児童クラブの方向性について	現在掛川市においては、複数の運営事業者による運営が行われ、クラブによって開設時間や利用料に相違がある状況となっています。 これにより同一市内で同じ開設時間でありながら、利用料金に相違があるクラブについて、運営事業者としてその理由を保護者に対して明確に回答を行うことができないことが見込まれます。 上記の内容を踏まえ、今後の掛川市放課後児童クラブにおける方向性や考え方等、特に利用料金統一による行政サービスの平準化について、今後の展望等があればご教示願います。	本市では、各事業者が地域や保護者等の要望等を聞き、それぞれが特色を出した運営を行っていただくことを目指しております。そのため、現時点では利用料金やサービスの統一については考えていません。